

社会福祉法人松原福社会 行動計画

職員がその能力を十分に発揮できるように、仕事と家庭生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 制度に関するパンフレット等の配布及び掲示による職員への周知
- 男性も育児休暇を取得できること等諸制度の周知をするため、研修や説明会の実施

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

<対策>

- 制度に関するパンフレット等の配布及び掲示等による職員への周知
- 相談しやすい環境づくり、制度概要の説明会の実施